

**高校生等に対する
修学支援制度ガイドブック**

平成 27 年 12 月

兵庫県教育委員会事務局 高校教育課

◇ 目 次 ◇

ページ

○ はじめに.....	1
○ 兵庫県の各部局が所管する事業一覧表.....	2
○ 兵庫県の各部局が所管する事業.....	6
○ 兵庫県内の各市町が所管する事業一覧表.....	25
○ 兵庫県内の各市町が所管する事業.....	31

はじめに

兵庫県及び県内各市町においては、経済的な理由により修学が困難な方に対して奨学資金の貸与などにより修学を奨励してきました。

近年の経済的不況に起因する失業、倒産、災害等による経済的負担増など、さまざまな要因により高校生等のみなさんの修学に影響を与える状況があります。

このため、高校生等のみなさんが安心して勉学に打ち込めるよう環境づくりを支援するため、本県及び県内各市町の「修学支援制度」をまとめたガイドブックを作成しました。

本ガイドブックがその支援の一助となれば幸いと考えております。

兵庫県の一部局が所管する事業一覧表

名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
高等学校奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	次のすべての要件を満たす者 (1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること ア 高等学校 イ 中等教育学校(後期課程に限る) ウ 高等専門学校 エ 特別支援学校(高等部に限る) オ 専修学校(高等課程に限る) (2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること (3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること	在籍する学校	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 (TEL078-361-6640)	継続	7.8
高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	支給	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である国公立の高校生等の保護者等であること。 (2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (3) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (4) 対象となる高校生等が児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している場合は、措置費(見学旅行費又は特別育成費に限る。)が措置されていないこと。	県内国公立学校の場合: 高校生の場合: 在籍する学校 県外国公立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 高校教育課	県内国公立学校の場合: 高校生の場合: 在籍する学校 県外国公立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 高校教育課(078-362-9459) ※私立学校はP5を参照	新規	9
勤労生徒奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	県内の定時制若しくは通信制高等学校に在学する者又は広域の通信制課程に在学する者(県内に住所を有する者に限る)	各定時制・通信制課程設置高等学校	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 (TEL078-361-6640)	継続	10

兵庫県の一部局が所管する事業一覧表

名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
高等学校等 就学支援金 (授業料充当金) 【公立分】	支給	次の要件を全て満たす者 (1)高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者(原則、父母)の市町村 民税所得割額が30万4,200円未満(年収目安:910万円程度未満)であること	在籍する学校	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課 (078-362-3744)	継続	11
高等学校等 学び直し支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (8)保護者(原則、父母)の市町村 民税所得割額が30万4,200円未満(年収目安:910万円程度未満)であること	在籍する学校	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課 (078-362-3744)	継続	12,13

兵庫県の一部局が所管する事業一覧表

名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
高等学校等授業料減免制度【県立】	授業料納付の免除又は減額	次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)～(4)のほか経済的事情により学費の負担が困難となった者又はその子弟 (6) 交通遺児等であって、当該交通遺児等又はその学費を負担する者の生活が困窮していること (7) 就学支援金の支給限度月数を超過して在学する者 (8) 通信制課程に在学し、習得単位数が74単位未満の時点で74単位以上を履修しようとする者 (9) 特別な理由により教育長が特に必要と認める者	在籍する県立学校	在籍する県立学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課 (078-362-3744)	継続	14,15
私立高等学校等生徒授業料軽減補助	支給(授業料との相殺等による)	10月1日時点で県内及び隣接府県の私立高等学校(いずれも通信制を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に在籍する生徒の保護者で、県内に住所を有している者	私立高等学校、専修学校、各種学校	兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL078-341-7711内線2527[高等学校]内線2699[専修学校、各種学校])	継続	16
私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助	支給(授業料との相殺等による)	県内及び隣接府県の私立小・中・高校(いずれも通信制を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程等に在籍する生徒の保護者で、県内に住所を有し、経済的不況に起因する失業、倒産の理由から所得が一定金額未満となる見込の者	私立小・中・高校、専修学校、各種学校	兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL078-341-7711内線2527[高等学校]内線2699[専修学校、各種学校])	継続	17
私立高等学校入学資金貸付	貸与(在学中の3年間で返済・無利子)	私立高等学校(通信制を除く。)及び県内の専修学校の高等課程に入学する生徒の学資負担者で、兵庫県内に住所を有し、経済的理由から入学時の納付金を一括で納付することが困難な者	県内私立高等学校 兵庫県私学振興協会(県外私立高校の場合) 兵庫県専修学校各種学校連合会	公益社団法人兵庫県私学振興協会 (TEL078-321-2592[高等学校]) 兵庫県専修学校各種学校連合会 (TEL078-391-7010[専修学校])	継続	18

兵庫県の一部局が所管する事業一覧表

名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
私立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)	支給	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である私立高校等の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等全員の市町民税所得割額の合計が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成25年度以前入学生の場合 ・平成26年3月以前に高等学校等に在籍したことがある場合 ・平成27年6月30日以前に就学支援金受給資格が消滅した場合 ・平成27年7月1日現在、休学している場合 ・平成27年7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等である場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合	県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等 県外私立高校等の場合: 兵庫県私学教育課	県内私立高校等の場合:在籍する私立高校等 県外私立高校等の場合:兵庫県私学教育課(078-341-7711内線 2527[高等学校] 内線2699[専修学校・各種学校])	継続	19
生活福祉資金(教育支援資金)	貸付(無利子)	次の3つの要件にすべて当てはまる世帯 (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 (2) 低所得世帯(世帯の収入が市町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得水準の世帯) (3) 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他から融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯	市区町社会福祉協議会	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 (TEL078-242-7944) 〔兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 (TEL078-341-7711内線 2925)〕	継続	20
生活保護制度による生業扶助(高等学校等就学費)	支給	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	各福祉事務所	兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課 (TEL078-341-7711内線2929)	継続	21

兵庫県の一部局が所管する事業一覧表

名 称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付 (無利子)	県内(神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く)に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって現に児童を扶養している者	市町母子福祉担当課 県健康福祉事務所	兵庫県健康福祉部こども局児童課 (TEL078-341-7711内線2987)	継続	22
勤労者教育支援資金金融制度	貸与 (年1.4%、保証料別途)	県内に在住又は在勤し、就学予定又は就学中の家族を持つ勤労者で貸付の要件を満たす者	兵庫県内の近畿労働金庫店舗	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 (TEL078-341-1510) (産業労働部政策労働局労政福祉課 (TEL078-341-7711内線3731))	継続	23
離職者生活安定資金金融制度(臨時生活資金)	貸与 (年1.0%、保証料別途)	県内在住の自己の責任によらない理由により離職を余儀なくされた労働者で貸付の要件を満たす者	兵庫県内の近畿労働金庫店舗	産業労働部政策労働局労政福祉課 (TEL078-341-7711内線3719~3721)	継続	24

事業名	高等学校奨学資金貸与事業																		
事業主体	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会																		
事業概要・目的	勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与することにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とする。																		
貸与・支給の別	貸 与																		
対象者	<p>次のすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること。</p> <p>ア 高等学校</p> <p>イ 中等教育学校(後期課程に限る)</p> <p>ウ 高等専門学校</p> <p>エ 特別支援学校(高等部に限る)</p> <p>オ 専修学校(高等課程に限る)</p> <p>(2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること。</p> <p>(3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること。</p>																		
貸与額	<p>○就学、修業するために必要な資金、通学定期代等費用が対象</p> <p>○貸付期間 在学期間中</p> <p>○貸付額</p> <p>(奨学資金本体) 公立 自宅 月額18,000円 自宅外 月額23,000円</p> <p>私立 自宅 月額30,000円 自宅外 月額35,000円</p> <p>(通学交通費) 1ヶ月あたりの通学定期券の額に応じ、月額5,000～45,000円</p> <p>(電動アシスト自転車購入費) 購入費実費(その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)とし、10万円を限度</p>																		
採用要件	学力要件等	なし																	
	経済要件	<p>生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等により限度額は増減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>給与所得者の場合 (税込の総収入額)</th> <th>事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)</th> <th>家族構成 (例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>680万円</td> <td>253万円</td> <td>父母・申請者・中学生</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>713万円</td> <td>276万円</td> <td>父母・申請者・中学生・小学生</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>731万円</td> <td>289万円</td> <td>父母・祖母・申請者・中学生・小学生</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成 (例)	4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生	5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生	6人	731万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生
	世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成 (例)															
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生																
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生																
6人	731万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生																
保証人	連帯保証人1名																		
併給禁止等	<p>1.独立行政法人日本学生支援機構による奨学金</p> <p>2.母子及び寡婦福祉法による修学資金</p> <p>3.勤労生徒奨学資金</p> <p>4.特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金</p>																		
貸付利息	無利子																		
返還期間	貸与が終了した月の翌月から返還開始となり、「月賦」「半年賦」「年賦」「一括」のいずれかにより返還																		
大学等進学時の返還猶予	<p>以下の事由に該当する場合は申請に基づき1年度内ごとに猶予できる。ただし、通算10年が限度。</p> <p>1.奨学生本人が引き続き高等学校等に在学している場合</p> <p>2.奨学生本人が大学・短大等に在学している場合</p> <p>3.奨学生本人が求職中・病気・災害等で一時的に返還が困難な場合</p> <p>4.その他やむを得ない理由がある場合</p>																		

事業名	高等学校奨学資金貸与事業
申請時期	高等学校在學生：随時 中学3年生の予約申請：8月下旬～10月上旬
申請書類	申請書 所得に関する証明書 ※所得の特別控除を受ける場合は事情を証明する書類も必要 連帯保証人の印鑑登録証明書
貸与時期	新規申請者は申請書を受け付けた月分から貸与開始。1年度内3期に分けて貸与する。 Ⅰ期分(4月～9月分) 5月末～8月末 Ⅱ期分(10月～12月分) 10月末 Ⅲ期分(1～3月分) 1月末
申込先	在籍する学校
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 高校教育課

事業名	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	
事業主体	兵庫県教育委員会	
事業概要・目的	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる低所得世帯の保護者等に対して高校生等奨学給付金を支給する。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である国公立の高校生等の保護者等であること。 (2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (3) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (4) 対象となる高校生等が児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している場合は、措置費(見学旅行費又は特別育成費に限る。)が措置されていないこと。	
貸与額	(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯(通信制高校生等は対象外):32,300円(年額) (2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯((1),(3)に該当する場合を除く。) ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯:37,400円(年額) イ 通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯:36,500円(年額) (3) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯で、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる高校生等のいる世帯((1)に該当する場合を除く。) ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯:129,700円(年額) イ 通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯:36,500円(年額)	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者等全員の市町村民税所得割が非課税(0円)又は生業扶助受給世帯
	保証人	—
併給禁止等	—	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	兵庫県教育委員会が指定する日(7月)又は7月以降随時	
申請書類	高校生等奨学給付金受給申請書 [添付書類] 生業扶助受給世帯の場合:生業扶助の措置状況証明書 など 市町村民税所得割非課税世帯の場合 :保護者全員の課税証明書、健康保険証(写) など	
支給時期	兵庫県教育委員会が指定する期日までに、申請書の提出があつた場合:9月下旬以降 兵庫県教育委員会が指定する期日以降に、申請書の提出があつた場合:随時	
申込先	県内国公立学校の場合:高校生の在籍する学校 県外国公立学校の場合:兵庫県教育委員会事務局 高校教育課 ※私立学校の場合はP19を参照	
問い合わせ先	県内国公立学校の場合:高校生の在籍する学校 県外国公立学校の場合:兵庫県教育委員会事務局 高校教育課(078-362-9459)	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 高校教育課	

事業名	勤労生徒奨学資金貸与事業	
事業主体	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会	
事業概要・目的	勤労しながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対して勤労生徒奨学資金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。	
貸与・支給の別	貸 付(卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は返還免除)	
対象者	(1) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者(県の区域内に住所を有する者に限る。) (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者及びその者を扶養している者の所得が別に定める額以下であるもの (3) 経常的に収入を得る職業に就いている者 (4) 学年による教育課程の区分を設けない定時制課程(以下「単位制による定時制課程」という。)及び通信制課程に在学する者は、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し、卒業することができる学習計画を有すると認められる者で年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、その者が在籍する高等学校において定められた当該年度に履修すべき単位数が18単位に満たない数であるときは、その単位数以上を履修していること。	
貸与額	月額14,000円	
採用要件	学力要件等	対象者欄に記載のとおり
	経済要件	年間所得が279万円以下(当該生徒を扶養親族としている者がある場合はその者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下)
	保証人	連帯保証人2名(奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年の場合は1名は法定代理人)
併給禁止等	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金とは併給不可	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与期間の満了や貸与の取消等、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過したところから、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還	
大学等進学時の返還猶予	高等学校、大学、高等専門学校等と同程度の学校に在学するとき	
申請時期	在学している学校が定める日(6月下旬頃)	
申請書類	貸与申請書、勤務及び給与支払見込証明書、単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者は学習計画及び単位修得証明書、貸与を受けようとする者及びその者を扶養している者の所得証明書、保証人の印鑑登録証明書、委任状、貸与を受けようとする者が扶養されていることを証明する書類又は貸与を受けようとする者が扶養していることを証明する書類	
支給時期	9月(4月～9月分)、10月(10月～12月分)、1月(1月～3月分)	
申込先	在籍する各定時制又は通信制の高等学校	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 高校教育課	

事業名	高等学校等就学支援金(授業料充当金)【公立分】		
事業主体	文部科学省		
事業概要・目的	家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度		
貸与・支給の別	支給		
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者(原則、父母)の市町村民税所得割額が30万4,200円未満(年収目安:910万円程度未満)であること		
支給額	【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の高い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、1.5倍～2.5倍までの加算額が支給される。(ただし、高等等専門学校の授業料月額が上限)		
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	保護者(原則、父母)の市町村民税所得割額が下表のとおりの場合	
		保護者の所得割額合計	支給額
304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)		支給額欄のとおり	
51,300円以上154,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)		支給額欄の1.5倍の額	高等専門学校のみ適用
100円以上51,300円未満 (年収目安:250～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額		
0円(非課税) (年収目安:250万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額		
保証人	不要		
併給禁止等	なし(ただし、授業料にあてられるものであるため、既に授業料の納付義務がない場合は対象外)		
貸付利息	—		
返還期間	返還不要		
大学等進学時の返還猶予	返還不要		
申請時期	在学中随時申請可(ただし、さかのぼり不可。申請した月から支給される) ※支給認定された場合、毎年7月頃に継続するための手続きが必要		
申請書類	【申請時】 ・申請者 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)		
支給時期	学校設置者が代わって受領し、授業料の支払いにあてるため、生徒・保護者へ直接支払われるものではない		
申込先	在籍する学校		
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3744)		
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局財務課		

事業名	高等学校等学び直し支援金(授業料充当金)【公立分】														
事業主体	兵庫県教育委員会														
事業概要・目的	高等学校等々を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制課程は48月)の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とす														
貸与・支給の別	支給														
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (3)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (4)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (5)高等学校等を退学したことがある者 (6)学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者 (7)保護者(原則、父母)の市町村民税所得割額が30万4,200円未満(年収目安:910万円程度未満)であること														
支給額	【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 520円/月 ※県立高等学校の通信制課程及び市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と学校の1ヶ月あたりの授業料額の低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、1.5倍～2.5倍までの加算額が支給される。(ただし、高等等専門学校の授業料月額が上限)														
採用要件	学力要件等	なし													
	経済要件	保護者(原則、父母)の市町村民税所得割額が下表のとおりの場合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:40%;">保護者の所得割額合計</th> <th style="width:30%;">支給額</th> <th style="width:30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)</td> <td>支給額欄のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51,300円以上154,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)</td> <td>支給額欄の1.5倍の額</td> <td rowspan="3">高等専門学校のみ適用</td> </tr> <tr> <td>100円以上51,300円未満 (年収目安:250～350万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2倍の額</td> </tr> <tr> <td>0円(非課税) (年収目安:250万円未満程度)</td> <td>支給額欄の2.5倍の額</td> </tr> </tbody> </table>	保護者の所得割額合計	支給額	備考	304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり		51,300円以上154,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額	高等専門学校のみ適用	100円以上51,300円未満 (年収目安:250～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額	0円(非課税) (年収目安:250万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額
	保護者の所得割額合計	支給額	備考												
304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	支給額欄のとおり														
51,300円以上154,500円未満 (年収目安:350～590万円未満程度)	支給額欄の1.5倍の額	高等専門学校のみ適用													
100円以上51,300円未満 (年収目安:250～350万円未満程度)	支給額欄の2倍の額														
0円(非課税) (年収目安:250万円未満程度)	支給額欄の2.5倍の額														
保証人	不要														
併給禁止等	なし(ただし、授業料にあてられるものであるため、既に授業料の納付義務がない場合は対象外)														
貸付利息	—														
返還期間	返還不要														
大学等進学時の返還猶予	返還不要														
申請時期	在学中随時申請可(ただし、さかのぼり不可。申請した月から支給される) ※支給認定された場合、毎年7月頃に継続するための手続きが必要														

申請書類	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) <p>【継続手続き時(毎年7月頃)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)
支給時期	学校設置者が代わって受領し、授業料の支払いにあてるため、生徒・保護者へ直接支払われるものではない
申込先	在籍する学校
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3744)
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局財務課

事業名	高等学校等授業料減免制度【県立】							
事業主体	兵庫県教育委員会							
事業概要・目的	経済的理由等により授業料の納付が困難な世帯に対して、納付の免除又は減額を実施することで経済的負担を軽減する制度							
貸与・支給の別	納付義務の免除又は減額							
対象者	次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)～(4)のほか経済的事情により学費の負担が困難となった者又はその子弟 (6) 交通遺児等であって、当該交通遺児等又はその学費を負担する者の生活が困窮していること (7) 就学支援金の支給限度月数を超過して在学する者 (8) 通信制課程に在学し、習得単位数が74単位数未満の時点で74単位数以上を履修しようとする者 (9) 特別な理由により教育長が特に必要と認める者							
支給額	免除又は一部減額された場合の授業料額は次のとおり							
	校種	通常の金額	免除の場合			減額の場合		
			金額	該当区分 [対象者欄]	備考	金額	該当区分 [対象者欄]	備考
	全日制	月額9,900円	0円	(1)～(3) (5)～(7)(9)	(5)は年収目安が 450万円未満程度	4,950円	(5)(9)	(5)は年収目安が 560万円未満程度
定時制	月額2,700円	(1)～(7)(9)		(7)(8)は年収目安が 910万円未満程度	—	—	—	
通信制	1単位310円	(1)～(9)						
採用要件	学力要件等	なし						
	経済要件	対象者欄(2)については、保護者等(原則父母)の市町村民税所得割額の合計が0円であること 対象者欄(4)の勤労生徒とは、原則として、経常的な収入を得る職業についており、年間収入が100万円を超える者であること 対象者欄(5)については、年収目安が4人世帯で450万円未満程度であること 対象者欄(7)(8)については、高等学校等就学支援金と同様の所得基準を満たしていること 対象者欄(6)の対象については、学校へ問い合わせること						
	保証人	不要						
併給禁止等	なし(ただし、高等学校等就学支援金の認定を受けている場合は対象外)							
貸付利息	—							
返還期間	—							
大学等進学時の返還猶予	—							
申請時期	在学中随時申請可(ただし、原則さかのぼり不可。申請した月の翌月から支給される) ※1度認定されても、毎年7月頃に再度手続きが必要							
申請書類	【申請時】 ・申請者 ・所得課税証明書 ・住民票記載事項証明書							
支給時期	授業料の納付を免除又は減額する制度であり、現金が支給されるものでない							
申込先	在籍する県立学校							

問い合わせ先	在籍する県立学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3744)
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局財務課
申込先	在籍する学校
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3744)
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局財務課

事業名	私立高等学校等生徒授業料軽減補助							
事業主体	兵庫県							
事業概要・目的	私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程及び専修学校・各種学校の高等課程に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、学校法人が実施する授業料軽減事業に対し、兵庫県が補助を行う。							
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺等による)							
対象者	<p>兵庫県及び隣接府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者で、10月1日現在、次の両方に該当する場合</p> <p>①保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。)</p> <p>②収入に基づく市町民税所得割額が51,300円未満であること(3年生は146,100円未満)。</p> <p>※標準的な4人世帯(給与所得者)で年収が概ね350万円未満となる場合が該当します。</p>							
軽減される額	保護者の所得等 (保護者全員の合算)	軽減額(年額)						
		兵庫県内の 私立高等学校		京都府内の私立 高等学校、県内専 修学校・各種学校 の高等課程		大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立 高等学校		
		1・2年生	3年生	1・2年生	3年生	1・2年生	3年生	
	生活保護世帯		82,000円	120,000円	41,000円	60,000円	20,500円	60,000円
	市町民税 所得割額	0円	82,000円	70,000円	41,000円	35,000円	20,500円	35,000円
		51,300円未満(※)	40,000円	50,000円	20,000円	25,000円	10,000円	25,000円
	146,100円未満	0円	30,000円	0円	15,000円	0円	15,000円	
※3年生は、扶養親族の人数・年齢によって基準額が変わります。								
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者						
	経済要件	対象者欄に記載のとおり						
	保証人	-						
併給禁止等		-						
貸付利息		-						
返還期間		-						
大学等進学時の返還猶予		-						
申請時期		在籍している学校が定める日						
申請書類		授業料軽減申請書、課税証明書等						
支給時期		授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。※軽減の実施(県から学校への補助金の振り込み)は、12月～翌年1月頃						
申込先		私立高等学校、専修学校、各種学校						
問い合わせ先		兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])						
事業担当課		兵庫県企画県民部管理局私学教育課						

事業名	私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助							
事業主体	兵庫県							
事業概要・目的	私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立中等教育学校及び専修学校・各種学校の高等課程等に在籍する児童生徒の保護者が、経済的不況に起因する失業、倒産による家計急変から、就学の継続が困難となったことに対し、保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、学校法人が実施する授業料軽減事業に対し、兵庫県が補助を行う。							
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺等による)							
対象者	<p>○児童生徒が兵庫県又は隣接府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県)内に設置の私立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校(いずれも通信制除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程等に在籍していること。</p> <p>○保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者)が、兵庫県在住であること。</p> <p>○保護者の所得が経済的不況に起因する失業、倒産の理由から、一定金額(下表のとおり)以下の見込みであること。</p>							
軽減される額	保護者の所得等 (保護者全員の合算)	軽減額(年額)						
		兵庫県内の 私立高等学校		京都府内の私立 高等学校、県内専 修学校・各種学校 の高等課程		大阪府・岡山県・ 鳥取県内の私立 高等学校		
		1・2年生	3年生	1・2年生	3年生	1・2年生	3年生	
	生活保護世帯		82,000円	120,000円	41,000円	60,000円	20,500円	60,000円
	市町民税 所得割額	0円	82,000円	70,000円	41,000円	35,000円	20,500円	35,000円
		51,300円未満(※)	40,000円	50,000円	20,000円	25,000円	10,000円	25,000円
	146,100円未満	0円	30,000円	0円	15,000円	0円	15,000円	
※ 3年生は、扶養親族の人数・年齢によって基準額が変わります。								
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者						
	経済要件	対象者欄に記載のとおり						
	保証人	-						
併給禁止等	兵庫県が実施する私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度による補助を受けられる場合は対象になりません。(補助を受けられるのはどちらか一方のみであり、両方の併用は不可)							
貸付利息	-							
返還期間	-							
大学等進学時の返還猶予	-							
申請時期	在籍している学校が定める日							
申請書類	授業料軽減申請書、事由の発生を証明する書類、保護者の住民票、市町民税所得割額を算定するための書類、申立書							
支給時期	授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。※軽減の実施(県から学校への補助金の振り込み)は、12月～翌年1月頃							
申込先	私立小・中・高等学校、専修学校、各種学校							
問い合わせ先	兵庫県企画県民部管理局私学教育課 (TEL 078-341-7711 内線2527[小・中・高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])							
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課							

事業名	私立高等学校等入学資金貸付	
事業主体	公益社団法人兵庫県私学振興協会・兵庫県専修学校各種学校連合会	
事業概要・目的	兵庫県民のうち私立高等学校・専修学校(高等課程)に進学する者の学資負担者であって、入学時に必要な経費の支払いが一時困難な者に対し、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)が兵庫県民で市(町)民税所得割額の基準に該当される方。 ※ただし、市(町)民税所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	
	市(町)民税所得割額の基準	収入に基づく市(町)民所得割額が154,500円未満
	特別の事情	転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業等により所得が前年に比べて著しく減少する見込みの学資負担者であること
貸与・支給額	1人30万円以内(入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象。授業料・教科書・制服・かばん代等は対象外)	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	対象者欄に記載のとおり
	保証人	連帯保証人1名
併給禁止等	他の貸付と併せての申し込み可能	
貸付利息	無利息(ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金を徴収)	
返還期間	在学中3年以内に返還 第1回償還期日を入学年度の9月30日とし、以後半年賦均等償還 (ただし、借受人からの申出により繰上償還も可)	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	当該私立高等学校受験日までに申し込み	
申請書類	私立高等学校入学資金貸付申請書、市(町)民税所得割額を確認できる書類等	
支給時期	入学時納入金と相殺	
申込先	兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校 兵庫県外の私立高等学校入学希望者→兵庫県私学振興協会	
問い合わせ先	兵庫県私学振興協会(高等学校)(TEL 078-321-2592) 兵庫県専修学校各種学校連合会(専修学校)(TEL 078-391-7010)	
事業所管課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課	

事業名	私立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)	
事業主体	兵庫県	
事業概要・目的	全ての意志ある私立高校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校等の生徒のいる低所得世帯の保護者等に対して奨学給付金を支給する。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	<p>次の要件全てを満たす世帯の保護者等</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」という。)制度の対象である私立高校等の生徒の保護者等であること。</p> <p>(2) 保護者等全員の市町民税所得割額の合計が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度以前入学生の場合 ・平成26年3月以前に高等学校等に在籍したことがある場合 ・平成27年6月30日以前に就学支援金受給資格が消滅した場合 ・平成27年7月1日現在、休学している場合 ・平成27年7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等である場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合 	
支給額	<p>(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯: 52,600円(年額)</p> <p>(2) 保護者等全員の市町民税所得割額の合計が0円の世帯((1)、(3)に該当する場合を除く。)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 全日制・定時制の私立高校等に通う生徒のいる世帯: 39,800円(年額)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 通信制の私立高校等に在学する生徒のいる世帯: 38,100円(年額)</p> <p>(3) 保護者等全員の市町民税所得割額の合計が0円の世帯で、全日制・定時制の私立高校等に通う生徒に、保護者等が扶養する、通信制の高校等に在学または15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生及び全日制・定時制の高校等に在学する弟妹を除く)がいる世帯((1)に該当する場合を除く。): 138,000円(年額)</p>	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者等全員の市町民税所得割額の合計が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯
	保証人	—
併給禁止等	—	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	兵庫県が指定する日(7月頃)	
申請書類	<p>私立高等学校等奨学給付金支給申請書</p> <p>[添付書類]</p> <p>生活保護(生業扶助)受給世帯の場合: 生活保護受給証明書 など</p> <p>市町民税所得割非課税世帯の場合</p> <p>: 保護者全員の課税証明書、健康保険証(写) など</p>	
支給時期	未定	
申込先	<p>県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等</p> <p>県外私立高校等の場合: 兵庫県私学教育課</p>	
問い合わせ先	<p>県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等</p> <p>県外私立高校等の場合: 兵庫県私学教育課</p> <p>(078-341-7711内線2527[高等学校]内線2699[専修学校・各種学校])</p>	
事業担当課	兵庫県企画県民部管理局私学教育課	

事業名	生活福祉資金(教育支援資金)	
事業主体	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	
事業概要・目的	学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や就労を支援する。	
貸与・支給の別	貸 付	
対象者	<p>【借入申込者】・・・次の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者 ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校(通信制、定時制含む)に在学中の者 <p>【貸付の対象となる世帯】・・・次の3つの要件にすべて当てはまる世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> ①兵庫県内に居住中で、同一地域に6カ月以上居住している世帯 ②低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯) ③世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたりその学費の捻出のため、他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯 	
貸与額	就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○入学時に必要な入学金や制服代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 50万円以内
	教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> ○在学中に必要な授業料、教科書代や通学定期代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯
	保証人	原則として1名の連帯保証人が必要。借受人と別世帯で原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。
併給禁止等	日本学生支援機構、国の教育ローン(国民生活金融庫)、母子寡婦福祉資金、各学校独自の奨学金、地方自治体の奨学制度など他の制度を利用できる場合は、他の融資・給付制度を優先して利用することが必要(他制度優先)。これらの制度を利用せずに本資金のみを利用することは、できません。	
貸付利息	無利子	
返還期間	据置期間は貸付終了後6カ月以内 (貸付は貸付対象となった学校の卒業する日の属する月の末日で終了) 償還期間は20年以内。ただし、毎月の返済額の下限は約5千円	
大学等進学時の返還猶予	在学に伴って今後の償還が困難である場合は、償還猶予の申請が可能	
申請時期	就学支度費:随時、教育支援費:随時	
申請書類	本人確認及び世帯収入の確認書類(世帯全員分が記載された住民票、県民税・住民税課税証明書) 修学・進学事実の確認書類(在学証明書、合格通知書等) 借入費用の詳細確認書類(学校からの請求書、入学案内等) 連帯保証人の書類(県民税・住民税課税証明書)	
支給時期	初回は借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則、翌週の木曜日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に送金 以後、毎年9月中旬と3月中旬にそれ以降の6カ月分の月額を一括して送金(初回送金分を除く)	
申込先	お住まいの市区町社会福祉協議会	
問い合わせ先	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会(TEL 078-242-7944)	
事業担当課	兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課	

事業名	生活保護制度による生業扶助(高等学校等就学費)	
事業主体	兵庫県	
事業概要・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に要する入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	
支給額	基本額	月額 5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	入学料及び入学考査料	公立高校相当額
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費	月額 5,150円
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	生活保護法による被保護世帯
	保証人	—
併給禁止等	—	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	高等学校等入学時	
申請書類	保護変更申請書	
支給時期	原則毎月(ただし、特段の事情がある場合は一括支給も可)	
申込先	各福祉事務所	
問い合わせ先	兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課 (TEL 078-341-7711 内線2929)	
事業担当課	兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課	

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金		
事業主体	兵庫県		
事業概要・目的	母子家庭・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とする。		
貸与・支給の別	貸付		
対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子		
貸与額	月額	修学資金	高校・大学、専門学校又は専修学校に修学させるために必要な資金 月額18,000円～64,000円(貸付期間は修学期間中)
	入学	就学支度資金	就学、修業するために必要な資金 月額150,000円～590,000円
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	なし	
	保証人	原則として連帯保証人1名(別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方)	
併給禁止等	日本学生支援機構等の他の奨学金とは併給不可(修学資金のみ)		
貸付利息	無利子		
返還期間	修学資金	据置期間 学校卒業後6カ月 償還期間 20年以内(専修学校の一般課程は5年以内)	
	就学支度資金	据置期間 学校卒業後6カ月 償還期間 20年以内(専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)	
大学等進学時の返還猶予	本資金の貸付対象となる学校において就学中は、当該学校卒業後6ヶ月まで猶予申請が可能		
申請時期	随時(ただし、就学支度資金は4月まで)		
申請書類	貸付申請書 申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書(源泉徴収の写でも可) 連帯保証人の印鑑登録証明(発行後3カ月以内のもの) 連帯借主及び連帯保証人の誓約書 貸付申請者調書 申請者・連帯借主・連帯保証人の住民票謄本 他の借入金に関する申立書等		
支給時期	初回は貸付決定後に支給 以後、四半期毎に4月(5月)、7月、10月、1月に支給		
申込先	お住まいの市町福祉担当又は県健康福祉事務所		
問い合わせ先	兵庫県健康福祉部こども局児童課 (TEL 078-341-7711 内線2987) ※神戸市、姫路市、西宮市及び尼崎市については、各市母子福祉担当課		
事業担当課	兵庫県健康福祉部こども局児童課		

事業名	勤労者教育支援資金融資制度	
事業主体	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	
事業概要・目的	近畿労働金庫と提携し勤労者の家族の教育資金を低利で融資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	就学予定又は就学中の家族を持つ方で、下記のすべての項目に該当する方 ①兵庫県内に在住または在勤の方 ②昨年の年収が150万円以上で1,000万円以下の方 ③融資申込日の年齢が60歳以下の方 ④融資申込日に勤続年数が1年以上の方 ⑤居住年数が1年以上の方	
貸与額	○資金使途 大学・高等学校、専門学校等の入学金、授業料、教材費、アパート下宿代、通学経費など ○融資限度額 200万円	
採用要件	学力要件等	な し
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	一般社団法人日本労働者信用基金協会の機関保証
併給禁止等	な し	
貸付利息	年1.4%(固定金利)※別途保証料が必要	
返還期間	7年以内	
大学等進学時の返還猶予	な し	
申請時期	随 時	
申請書類	借入申込書兼保証依頼書保証申込書、給与証明書、住民票、健康保険証、資金使途がわかる書類、本人確認書類、金銭消費貸借契約書、印鑑証明書	
支給時期	融資決定後、原則として支払先(学校等)へ振込	
申込先	兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、長田支店078-646-6000、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-48-4300、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、加古川出張所079-427-5665、高砂支店079-442-3471、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、姫路南出張所079-288-8899、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会(TEL 078-341-1510)	
事業所管課	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課	

事業名	離職者生活安定資金融資制度(臨時生活資金)	
事業主体	兵庫県	
事業概要・目的	離職者の生活の安定を図り、求職活動に専念する機会を確保するため、ご本人または世帯員の医療費・冠婚葬祭費・教育費等の臨時的な生活資金を融資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	事業所の倒産、閉鎖、人員整理等により職を失った方で、以下のすべてに該当する方 ①離職前、世帯の生計を維持していた方 ②自己の責任によらない理由により事業主との雇用関係がなくなった方(派遣、契約社員、期間工等の非正規社員の方で雇い止めされた方も申込可) ③労働の意思及び能力を有し、ハローワークに求職申し込みを行っていて、求職活動中の方 ④融資申込日以前に引き続き1年以上兵庫県内に居住している方(阪神・淡路大震災で被災し、県外に居住している人については、震災以前に県内に1年以上居住していた方) ⑤自営業者は不可	
貸与額	30万円(ただし、子弟の教育資金は特別枠として別途30万円可)	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	連帯保証人1人以上及び(一社)日本労働者信用基金協会の保証(年0.24%)が必要
併給禁止等	同制度の一般生活資金と臨時生活資金を併用する場合は申し込み限度額100万円。ただし、子弟の教育資金特別枠30万円を併用の場合は130万円が限度額	
貸付利息	年1.0%(保証料別途必要)	
返還期間	2年5カ月以内(3カ月以内据置可)、元利均等月賦償還	
大学等進学時の返還猶予	なし	
申請時期	随 時	
申請書類	【申込者分】 ・借入申込書 ・住民票または外国人登録証明書(世帯全員分) ・離職前の所得が確認できる所得証明 ・印鑑証明書 ・求職受付票(ハローワークカード)(申込日現在有効なもの。雇用保険失業等給付を受給中の場合は不要) ・本人確認の書類(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など) ・雇用保険受給資格者証(雇用保険の受給資格がない場合は、旧勤務先の退職事由証明書) ・被災証明書の写し及び申出書〔阪神・淡路大震災で被災し県外に居住している場合〕 【連帯保証人分】 ・前年(1～7月分は前々年)分の所得証明 ・印鑑証明書 ・住民票または外国人登録証明書	
支給時期	融資決定後	
申込先	兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、長田支店078-646-6000、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-48-4300、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、加古川出張所079-427-5665、高砂支店079-442-3471、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、姫路南出張所079-288-8899、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)	
問い合わせ先	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 (TEL 078-341-7711 内線3719～3721)	
事業担当課	兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課	

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧表

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
神戸市	神戸市奨学金	支給	下記の4要件を全て備えている者 ・保護者が神戸市内に在住する者 ・高等学校等に在籍する者 ・他の制度の奨学金その他これに類するものを受けていない者 ・児童養護施設入所者(もしくは里親に養育されている者)又は市民税非課税世帯	在学する学校を通じて神戸市教育委員会へ	神戸市教育委員会事務局 総務課学事計画係 (TEL 078-322-5763)	継続	31
尼崎市	尼崎市修学援助金	支給	学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、第134条に規定する各種学校(教育委員会が特に認めるもの)に在学する者の保護者で市内に住所を有している者	尼崎市教育委員会学務課へ	尼崎市教育委員会事務局 学務課学事担当 (TEL 06-6489-6738)	継続	32
西宮市	西宮市教育委員会奨学金	支給	保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1~3学年)、朝鮮高級学校に在学する者	西宮市教育委員会へ	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)	継続	33
芦屋市	芦屋市奨学金	支給	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学している者で、経済的理由により修学が困難な者 在学期間が各学校の正規の修業年限を越えていないこと。保護者が芦屋市に居住していること。(住民登録が必要)	芦屋市教育委員会管理部管理課へ	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)	継続	34
伊丹市	伊丹市奨学金貸付事業	貸与(無利子)	(以下の全ての要件を備えている者) ①保護者が市内に在住で、学校教育法第1条に規定する高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校の高等部・高等専門学校の第1~3学年に在学している者(専修学校・各種学校は除く) ※定時制・通信制の高校等に在学している者は、本人が市内に在住していれば可 ②経済的理由により修学困難な者	伊丹市教育委員会事務局 学校教育室 学校教育部 学校教育部 学事課へ	伊丹市教育委員会事務局 学事課 (072-784-8086)	継続	35
伊丹市	伊丹市入学支度金貸付事業	貸与(無利子)	(以下の全ての要件を備えている者) ①伊丹市に住所を有している者 ②私立学校法第3条に規定する学校法人が設置した高等専門学校・高等学校(定時制及び通信制の課程を除く)・中等教育学校(後期課程)に進学予定の者 ③私立専修学校、国及び地方公共団体以外の者が設置した専修学校(高等課程及び専門課程に限る)に進学する者(各種学校は対象外) ④経済的理由により進学が困難な者 ⑤この支度金と趣旨を同じくする他の支度金等の給付又は貸し付けを受けていない者	伊丹市教育委員会事務局 学校教育室 学校教育部 学校教育部 学事課へ	伊丹市教育委員会事務局 学事課 (072-784-8086)	継続	36
伊丹市	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	支給	(以下の全ての要件を備えている者) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	伊丹市子ども未来部子ども室 子育て支援課	伊丹市子ども未来部子ども室 子育て支援課 (072-784-8030)	継続	37

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
宝塚市	宝塚市奨学金制度(修学資金貸付事業)	貸与(無利子)	本人または保護者が市内に居住し、全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程、朝鮮高級学校、大学に在学する者	在学する学校を通じて宝塚市教育委員会(学事課)へ	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	継続	38
宝塚市	宝塚市奨学金制度(修学資金給付事業)	支給	本人または保護者が市内に居住し、全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部、専修学校高等課程、朝鮮高級学校に在学する者	在学する学校を通じて宝塚市教育委員会(学事課)へ	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	継続	39
川西市	奨学資金貸与事業	貸与(無利子)	高校、大学等に在学している者で、保護者が市内に居住しており、世帯の所得が基準額以下の者	川西市教育委員会	川西市教育委員会事務局 学校教育室学務課 (TEL 072-740-1256)	継続	40
三田市	三田市奨学金	貸与(無利子)	①経済的理由により修学困難である者 ②高等学校、高等専門学校に在学している者 ③申請者の保護者が三田市内に住所を有し、居住している者	在学する学校を通じて三田市教育委員会へ	三田市教育委員会学校教育課 (TEL 079-559-5136)	継続	41
猪名川町	高等学校等奨学金、大学等奨学金	貸与(無利子)	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の在学者で、保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得判定基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課へ	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当 (TEL 072-766-6000)	継続	42
猪名川町	入学貸付金	貸与(無利子)	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学への新規入学予定者で、保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得判定基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課へ	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課総務担当 (TEL 072-766-6000)	継続	43
猪名川町	留学奨学金	貸与(無利子)	次の応募資格に該当する人 ①高等学校・高等専門学校・専修学校・大学の在學生で、海外の学校に6カ月以上の留学が決定しており、保護者が猪名川町に在住する者(提出期間内に留学を証明できる書類が取得可能な者)。 ②町が定める所得判定基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課へ	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当 (TEL 072-766-6000)	継続	44
明石市	高校生等奨学資金貸付事業	貸与(無利子)	県内の全日・定時・通信制課程高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校に在学する者(保護者・本人が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学している者も対象)	在学する学校を通じて明石市教育委員会へ	明石市教育委員会事務局 学事給食課学事係 (TEL 078-918-5056)	継続	45
加古川市	加古川市奨学生	支給	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学する生徒を持つ保護者(加古川市に住民票をおいていること) ※平成26年度以降の入学者は除く	在学する学校を通じて加古川市教育委員会事務局学務課へ	加古川市教育委員会事務局 学務課 (TEL 079-427-9343)	継続 (H27年度で終了予定)	46
高砂市	高砂市奨学金	支給	市内に住所を有し、学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部に在学している者で、教育委員会において学資の支弁が困難であると認めた生徒	生徒が在学する学校長を経て、高砂市教育委員会へ	高砂市教育委員会教育部 学校教育室学務課学事係 (TEL 079-443-9053)	継続	47

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
西脇市	西脇市奨学金	貸与 (無利子)	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学し、経済的理由により修学が困難な者で下記の要件を満たす者 ①西脇市に1年以上居住し、かつ住民登録を有する者(修学のために転出しているものを含む。) ②学校に在学する者で、在学する学校長等の推薦がある者 ③経済的な理由で修学が困難な者 ④他の奨学金(利息を課せられる奨学金を除く。)その他これに類するものを受けていない者	西脇市教育委員会教育総務課へ	西脇市教育委員会教育総務課 (TEL 0795-22-3111) (内線 533)	継続	48
三木市	三木市教育委員会奨学金	支給	・学校教育法に定める高等学校(特別支援学校・高等専門学校を含む)に在学しているもの。 ・申請者、もしくはその家族が、市内に住所を有しており、世帯の収入が、所得基準以下であること。 ・素行が良好であること。	在学する学校を通じて三木市教育委員会教育環境整備課へ	三木市教育委員会教育部教育環境整備課施設・管理グループ (TEL0794-82-2000)	継続	49
小野市	小野市奨学資金	支給	市内在住者 ・高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校および中等教育学校の後期課程に在学する者 他の制度による同種の貸与又は給与を受けていない者 一世帯につき1名限り	小野市教育委員会学校教育課へ	小野市教育委員会学校教育課 (TEL 0794-63-2409)	継続	50
加西市	加西市奨学金	支給	全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部および中等教育学校の後期課程に在学する者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	在学する学校を通じて加西市教育委員会学校教育課へ	加西市教育委員会学校教育課 (TEL 0790-42-8771)	継続	51
加東市	加東市奨学金給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校に在学しており、保護者が市内に住所を有している者 ・生活保護法第12条の適用を受けている者 ・他の制度による奨学金等の給付を受けない者	加東市教育委員会教育総務課へ	加東市教育委員会教育総務課 (TEL 0795-43-0540)	継続	52
稲美町	稲美町奨学金給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・町内在住者 ・高等学校等に在学する者 ・経済的理由により就学が困難な者 ・学業成績要件を満たす者 ・他の団体等から奨学金などを受けていない者	中学3年生時(進学する前年度)に在学する中学校を通じて、教育委員会へ	稲美町教育委員会教育課 (TEL 079-492-9149)	継続	53
播磨町	播磨町奨学金	貸与 (無利子)	播磨町に住所を有し、学校に在学している者で経済的理由により修学が困難で修学意欲が盛んである者	播磨町教育委員会教育総務グループへ	播磨町教育委員会教育総務グループ (Tel 079-435-0533)	継続	54
多可町	多可町ハートフル学業支援金給付事業	支給	・公立又は私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)及び高等専門学校(1~3年生)に在籍している者で、保護者が多可町に住所を有している者 ・生活保護を受けている世帯又は、前年度中の所得が別に定める所得基準以下の世帯 ・他の制度による奨学金等の給付を受けていない者	多可町教育委員会教育総務課へ	多可町教育委員会教育総務課 (TEL 0795-32-2384)	継続	55

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
相生市	相生市奨学金事業	支給	相生市民の子弟であって、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に在学する者のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者	相生市教育委員会管理課へ	相生市教育委員会管理課企画総務係 (TEL 0791-23-7142)	継続	56
たつの市	奨学資金貸付事業	貸与(無利子)	たつの市に在住し、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女で、学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者	たつの市教育委員会事務局 教育管理部教育総務課庶務係へ	たつの市教育委員会事務局 教育管理部教育総務課 庶務係 (TEL 0791-64-3178)	継続	57
赤穂市	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	支給	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する児童の保護者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	在学する中学校を通じて赤穂市子育て健康課へ	赤穂市健康福祉部 子育て健康課こども支援係 (TEL 0791-43-6808)	継続	58
宍粟市	宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業	貸与(無利子)	次のいずれにも該当する者 ・保護者が合併前の波賀町の区域に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	宍粟市教育委員会事務局教育総務課へ	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	継続	59
宍粟市	宍粟市奨学金支給事業	支給	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること。 ②向学の志を有していること。 ③経済的理由により修学が困難であること。 ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	宍粟市教育委員会事務局教育総務課へ	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	継続	60
福崎町	社会福祉法人・福崎町社会福祉協議会奨学資金	支給	高等学校及びこれに準ずる学校に在籍する者で、次の条件を満たす者 ①保護者が福崎町内に在住 ②修学資金の支弁が困難と認められる者 ③地区民生児童委員が推薦した者 ④世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以内である者	福崎町社会福祉協議会へ	福崎町 社会福祉協議会 (TEL 0790-23-0300)	継続	61
豊岡市	豊岡市奨学金	貸与(無利子)	市内に1年以上居住する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に在学する者(保護者が市内に1年以上居住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても申請可能)	豊岡市教育委員会教育総務課へ	豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係 (TEL 0796-23-1117)	継続	62
豊岡市	豊岡市高校生通学バス定期補助事業	支給	豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることも可	豊岡市都市整備課、各支所へ	豊岡市都市整備課 (TEL 0796-23-1712)	継続	63

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
養父市	養父市高校生通学費補助金交付事業	支給	市内に在住する生徒の保護者 ただし、他法令による通学費の支給を受けている者については補助対象としない。	養父市教育委員会学校教育課へ	養父市教育委員会学校教育課 学校教育グループ (TEL079-664-1627)	継続	64
香美町	香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度	支給	高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・高等学校普通科に修学する生徒又は香住高等学校海洋科学科に修学する女子生徒 ・町内に住民票を有する生徒	在学する学校を通じて香美町教育委員会へ	香美町教育委員会教育総務課 (TEL 0796-94-0101)	継続	65
篠山市	篠山市ふるさと創生奨学金	貸与(無利子)	下記の要件を全て満たす者 ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している者 ・篠山市に居住している者 ・経済的理由により修学が困難と認められる者 ・学校長の推薦がある者 ・責任を持って返済できる者	篠山市教育委員会事務局教育総務課へ	篠山市教育委員会事務局教育総務課 (TEL 079-552-5709)	継続	66
篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(公共交通機関利用者補助金)	支給	・篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・公共交通機関を利用して通学し、定期乗車券の月額利用が15,000円を超える場合	篠山市役所政策部企画課篠山に住もう帰ろう室へ	篠山政策部企画課篠山に住もう帰ろう室 (TEL 079-552-5106)	継続	67
篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	支給	・篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道の通学距離が10Kmを超える場合	篠山市政策部企画課篠山に住もう帰ろう室へ	篠山政策部企画課篠山に住もう帰ろう室 (TEL 079-552-5106)	継続	68
丹波市	丹波市奨学金給付事業	支給	次の全ての要件を満たす方 ①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度を受けていない方	丹波市教育委員会へ	丹波市教育委員会事務局教育総務課学事係 (TEL 0795-70-0810)	継続	69
丹波市	丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業	支給	丹波市に居住し、丹波市連携型中高一貫教育高校に通学する生徒の保護者で、当該生徒のために路線バスの通学定期券を購入している者(月額15,000円を超える場合)	丹波市教育委員会へ	丹波市教育委員会事務局教育総務課学事係 (TEL 0795-70-0810)	継続	70
洲本市	西奨学金	支給	洲本市在住の者であり、身体、人物とも優秀で修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、高等学校もしくはそれより上級の学校へ修学することが困難な者	洲本市教育委員会学校教育課へ	洲本市教育委員会学校教育課学事係 (TEL 0799-22-6266)	継続	71

市町名	名 称	貸与・支給の別	対 象 者	申込先	問い合わせ先	新規・継続事業の別	ページ
淡路市	特定奨学等基金奨学金事業	支給	下記の要件をすべて満たす者 ①学校教育法に定める高等学校(全日・定時・通信制課程)若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程に在学している者 ②生徒及び保護者(父母)が淡路市に住所を有すること ③保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること ④生活保護を受給していないこと ⑤納税状況の確認有 ⑥通学助成の対象者は通学に公共交通機関を利用していること (奨学金は高校等の第1学年のみ対象、通学助成費は高校1学年から3学年対象)	淡路市教育員会 学校教育課へ	淡路市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)	継続	72
南あわじ市	南あわじ市通勤・通学者交通費助成金	支給	①南あわじ市に居住し、本州又は四国へ定められた交通機関を利用して通勤又は通学する者 ②南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、定められた交通機関を利用して島内の学校へ通学する者	ふるさと創生課へ	南あわじ市企画部 ふるさと創生課 Tel.0799-43-5205	継続	73

事業名	神戸市奨学金	
事業主体	神戸市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な理由によって高等学校等への就学が困難な生徒に対して奨学金を給与し、教育の機会均等に役立てる。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が神戸市内に在住する高校生等	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部 ※高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象外
	県外の扱い	県内と同じ
支給額	入学時	なし
	月 額	平成26年度以降入学生 公立 4,000円 私立 5,000円 平成25年度以前入学生 公立 7,000円 私立 14,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	市民税非課税世帯、児童養護施設入所者又は里親に養育されている者
	選定基準	◆「23歳未満の扶養されている兄・姉がいない世帯の者」 平成26年度以降の入学生に適用する。 (平成25年度以前入学生には適用しない)
	保証人	なし
併給禁止等	貸与、給与の別を問わず併給は不可。 (生活保護制度による高等学校等就学費との重複受給不可) ※「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)」との併給は可能	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	中学3年時の予約募集(毎年11月頃)、高校生を対象とした追加募集(毎年6月頃)	
申請書類	①神戸市奨学生願書②世帯の所得状況等を証明する書類(児童養護施設入所者は施設長発行の入所証明書、里親に養育されている者は里親委託に関する証明書)	
支給時期	①(予約採用者)1学期分(4~8月分) 5月末、 (追加採用者) " 8月末 ②2学期分(9~12月分) 9月末 ③3学期分(1~ 3月分) 1月末	
申込先	在学する学校を通じて神戸市教育委員会へ	
問い合わせ先	神戸市教育委員会事務局総務課学事計画係(TEL 078-322-5763)	
事業担当課・係	神戸市教育委員会事務局総務課学事計画係	

事業名	尼崎市修学援助金	
事業主体	尼崎市教育委員会	
事業概要・目的	高等学校等に修学する子どもの保護者で、修学するための教育費にお困りの方、また、独立の生計を営む勤労生徒の方等に対して修学援助金を交付し、もって有為な人材を育成する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	当該高校生等を扶養し、尼崎市内に居住する保護者、勤労生徒等	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、第134条に規定する各種学校(教育委員会が特に認めたものに限る。)
	県外の扱い	学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、第134条に規定する各種学校(教育委員会が特に認めたものに限る。)
支給額	入学時	なし
	年額	(3年生以上)60,000円～72,000円 (1-2年生)22,600円～72,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	あり、詳細は尼崎市教育委員会事務局学務課まで
	保証人	不要
併給禁止等	他から修学援助金に相当する資金(生活保護制度における高等学校等就学費を含む。)の給付を受けていないこと。 (兵庫県の高校生等奨学給付金のみ併給可とする)	
貸付利息	-	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申請時期	(3年生以上)毎年6月と10月 (1-2年生)8月	
申請書類	①申請書②口座振替依頼書③口座番号、口座名義が確認できる書類の写し④在学証明書 ⑤交付対象者としての要件に該当することを証明する書類	
支給時期	(3年生以上)9月(継続申請者は7月)、12月、3月 (1-2年生)10月	
申込先	尼崎市教育委員会事務局学務課学事担当	
問い合わせ先	尼崎市教育委員会事務局学務課学事担当(TEL 06-6489-6738)	
事業担当課・係	尼崎市教育委員会事務局学務課学事担当	

事業名	芦屋市奨学金	
事業主体	芦屋市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により、修学困難な者に対し、教育の機会均等及び奨励を図るため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生計を維持する者が芦屋市内に居住しており、対象学校に在籍する学生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校 中等教育学校後期課程 高等専門学校 特別支援学校の高等部 又はこれに準ずる学校の高等部在学者
	県外の扱い	保護者が芦屋市に居住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 5,000円 私立 7,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子で構成される世帯の総所得額4人世帯の場合 309万円以下(母子・父子家庭は45万円加算。障害者のいる世帯は78万円加算。)
	保証人	不要
併給禁止等	23歳未満の扶養されている兄又は姉がいる世帯の第2子以降の者(通信制の学校に在学している者は除く。)のうち、兵庫県の高校生等奨学給付金制度による給付を受けていないこと。	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	6月 7月以降は随時(申請日の属する月からの給付)	
申請書類	・申請書 ・奨学生推薦調書 ・口座振込依頼書(委任状)	
支給時期	・9月(4月～8月分) ・12月(9月～12月分) ・3月(1月～3月分)	
申込先	芦屋市教育委員会 管理部管理課	
問い合わせ先	芦屋市教育委員会 管理部管理課 TEL0797-38-2085	
事業担当課・係	芦屋市教育委員会 管理部管理課 奨学金担当	

事業名	伊丹市奨学金貸付事業	
事業主体	伊丹市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	伊丹市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校の高等部・高等専門学校(専修学校・各種学校は除く) * 定時制・通信制の高校等に在学している方は、本人が市内に在住していれば可
	県外の扱い	県内・県外の区分なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 12,000円 私立 21,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	世帯所得の合計が4人世帯の場合で約428万円以下(平成26年度実績)
	保証人	決定時に連帯保証人2名
併給禁止等	兵庫県高等学校教育振興会奨学資金・日本学生支援機構奨学金(旧:日本育英会奨学金)との併給禁止	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与期間終了後6ヵ月の猶予を経て20回分割で半年ごとに返還	
大学等進学時の返還猶予	災害、疾病または失業その他これらに準ずる事由により返還が困難となったとき	
申請時期	5月中旬から6月中旬	
申請書類	①申請書②在学証明書③兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与事業申請に関する誓約書	
支給時期	①4～9月分 9月末 ②10～3月分 2月末	
申込先	伊丹市教育委員会事務局 学事課	
問い合わせ先	伊丹市教育委員会事務局 学事課(TEL 072-784-8086)	
事業担当課・係	伊丹市教育委員会事務局 学事課	

事業名	伊丹市入学支度金貸付事業	
事業主体	伊丹市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者、またはその保護者に対し、修学上必要な資金を貸付し教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	伊丹市内に在住する保護者または自ら生計を維持している進学者	
対象学校	県内の学校	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置した高等専門学校・高等学校(定時制及び通信制の課程を除く)・中等教育学校(後期課程) 私立専修学校、国及び地方公共団体以外の者が設置した専修学校(高等課程及び専門課程に限る)
	県外の扱い	県内・県外の区分なし
貸与額	入学時	200,000円
	月 額	なし
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	世帯所得の合計が450万円以下(平成26年度実績)
	保証人	決定時に保証人1名、連帯保証人1名
併給禁止等	趣旨を同じくする他の支度金等との併給禁止	
貸付利息	なし	
返還期間	貸し付け後1年間の猶予を経て50回分割で毎月返還	
大学等進学時の返還猶予	※基本的に保護者を対象としているため、大学進学時の返還猶予はありませんが、下記に該当する場合は返還期限の延長等の規定を設けています。 死亡、災害、疾病または失業その他特別の理由により返還が著しく困難であると認められるとき	
申請時期	12月初旬から1月中旬	
申請書類	①申請書②学校長の推薦書	
支給時期	2月末	
申込先	伊丹市教育委員会事務局 学事課	
問い合わせ先	伊丹市教育委員会事務局 学事課(TEL 072-784-8086)	
事業担当課・係	伊丹市教育委員会事務局 学事課	

事業名	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	
事業主体	伊丹市	
事業概要・目的	世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校等の生徒が学業に精励できるよう援助資金を支給し、健全育成を図るとともに住民の福祉の向上に寄与する	
貸与・支給の別	支給	
対象者	(以下の全ての要件を備えていること) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校等の生徒	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校 学校教育法第124条に規定する専修学校(一般課程を除く)
	県外の扱い	県内・県外の区分なし
貸与・支給額	入学時	
	月 額	公立 6,000円 私立 8,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	なし
	保証人	不要
併給禁止等	休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月まで支給を停止する	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	随時(受付月分から支給)	
申請書類	1.遺児及びその保護者の住民票 2.戸籍謄本 3.交通事故またはこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書 4.死亡診断書(記載事項証明書) 5.在学証明書 6.印鑑(認印) 7.対象者名義の銀行口座のわかるもの	
支給時期	8月、12月、3月	
申込先	伊丹市子ども未来部 子ども室 子育て支援課	
問い合わせ先	伊丹市子ども未来部 子ども室 子育て支援課(TEL 072-784-8030)	
事業担当課・係	伊丹市子ども未来部 子ども室 子育て支援課	

事業名	宝塚市奨学金制度(修学資金貸付事業)	
事業主体	宝塚市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を提供し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	高校生、大学生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校及び大学 ②高等専門学校 ③特別支援学校(高等部) ④専修学校高等課程 ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	本人または保護者が市内に居住している者であれば、市外・県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
貸与額	入学時	なし
	月 額	高校生等 公立 15,000円以内 ・ 私立 25,000円以内 大学生等 公立 18,000円以内 ・ 私立 30,000円以内
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	①生活保護世帯 ②就学援助世帯 ③同一生計世帯の所得合計額が生活保護基準の1.9倍以下である世帯
	保証人	連帯保証人(市内在住)1名
併給禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・同市奨学金制度の修学資金給付事業を受給の場合 ・県奨学給付金を受給の場合 	
貸付利息	なし	
返還期間	貸付期間満了後10年以内(償還据置期間、償還猶予制度あり)	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②災害等・疾病により返還が困難な場合 ※いずれも年度ごとに更新手続きが必要	
申請時期	毎年度5月1日から5月31日まで	
申請書類	①申請書 ②在学する高等学校等の校長の申請者推薦書 ③誓約書	
支給時期	①前期(4～9月分) 8月下旬 ②後期(10～3月分) 12月中旬	
申込先	在学する高等学校等を通じて宝塚市教育委員会へ	
問い合わせ先	宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)	
事業担当課・係	宝塚市教育委員会 学事課	

事業名	宝塚市奨学金制度(修学資金給付事業)	
事業主体	宝塚市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を提供し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校(高等部) ④専修学校高等課程 ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	本人または保護者が市内に居住している者であれば、市外・県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
支給額	入学時	なし
	月 額	公立6,000円 私立10,000円 (生活保護世帯 公立7,000円 私立12,000円) ※但し、県奨学給付金の受給者についてはその給付額を控除した金額
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	①生活保護世帯(但し、生活保護制度の高等学校等就学費の給付を受けることができない場合に限る) ②就学援助世帯
	保証人	
併給禁止等	同市奨学金制度の修学資金貸付事業を受給の場合	
貸付利息	-	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申請時期	毎年度5月1日から5月31日まで	
申請書類	①申請書 ②在学する高等学校等の校長の申請者推薦書	
支給時期	①前期(4~9月分) 8月下旬 ②後期(10~3月分) 12月中旬	
申込先	在学する高等学校等を通じて宝塚市教育委員会へ	
問い合わせ先	宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)	
事業担当課・係	宝塚市教育委員会 学事課	

事業名	奨学資金貸与事業	
事業主体	川西市教育委員会	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	保護者が川西市に居住する高校生・大学生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校・中等教育学校(後期課程) ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④大学・短期大学 ⑤朝鮮高級学校・朝鮮大学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校(国公立) 20,000円 高等学校(私立) 30,000円 大学(国公立・私立) 30,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	同一生計世帯員全員の所得合計額が生活保護基準の1.8倍以下の世帯
	保証人	連帯保証人2名
併給禁止等	なし	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与期間終了後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合	
申請時期	毎年度6月上旬	
申請書類	①申請書②本人希望調書③学校長の推薦書④所得金額を証する書類	
支給時期	①1回(4~7月分) 6月末 ②2回(8~11月分) 9月末 ③3回(12~3月分) 12月末 新規決定者は、1・2回分を9月末に一括支給	
申込先	川西市教育委員会	
問い合わせ先	川西市教育委員会事務局学校教育室学務課(TEL 072-740-1256)	
事業担当課・係	川西市教育委員会事務局学校教育室学務課	

事業名	三田市奨学金	
事業主体	三田市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を貸与し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	保護者が三田市内に住所を有し、居住している高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校(法第134条に規定する各種学校のうち、法第1条に規定する高等学校に準ずる教育課程を実施する学校で教育委員会が特に認めるものを含む)及び高等専門学校
	県外の扱い	保護者が市内に在住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
貸与額	入学時	なし
	月 額	国公立 10,000円(全日制)、5,000円(定時制) 私 立 15,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	日本学生支援機構(旧日本育英会)の基準に準じる
	保証人	申請時に連帯保証人2名
併給禁止等	①日本学生支援機構(旧日本育英会) ②母子及び寡婦福祉法による修学資金 ③勤労生徒奨学資金 ④兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与終了後、6カ月を経過してから10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病等で返還が困難なとき	
申請時期	毎年度5月末まで	
申請書類	①申請書②誓約書③連帯保証人2名の印鑑登録証明書④債権者登録申請書	
支給時期	①1学期(4～8月分) 7月下旬～8月上旬 ②2学期(9～12月分) 9月下旬～10月上旬 ③3学期(1～3月分) 1月下旬～2月上旬	
申込先	在学する高等学校を通じて三田市教育委員会へ	
問い合わせ先	三田市教育委員会 学校教育課(079-559-5136)	
事業担当課・係	三田市教育委員会 学校教育課 学務担当	

市 町 名 猪 名 川 町

事業名	高等学校等奨学金、大学等奨学金	
事業主体	猪名川町	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図るとともに有用な人材の育英に努めることを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	次の応募資格に該当する人 (1)経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の在学者で、保護者が猪名川町に居住する者 (2)町が定める所得判定基準額以下の世帯	
対象学校	県内の学校	(1)学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校の高等課程 (2)学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校のうち修学年限2年以上の専門課程
	県外の扱い	保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等に在学していても対象となる。
貸与額	入学時	なし
	月 額	■高等学校・高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程) 国公立 15,000円、私立 30,000円 ■大学・高等専門学校(4～5年)、専修学校(専門課程) 国公立 20,000円、私立 30,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を同一にする家族の前年の所得合計額が、所得判定基準額以下の場合(4人世帯の場合で286万円) ※母子・父子世帯や世帯構成員の状況により、所得判定基準額の別途加算あり
	保証人	貸付決定後に連帯保証人2名(保護者及び保護者以外の者)
併給禁止等	①すでに猪名川町奨学金の貸与を受けたことがあり、今回、同種他校に在学していることで申請する場合 ②兵庫県高等学校教育振興会が実施する奨学資金 ③(独)日本学生支援機構が実施する「第一種奨学金・第二種奨学金」 ④日本政策金融公庫が実施する「国の教育ローン」	
貸付利息	なし	
返還期間	修学年限が終了した後、6カ月間据え置き、その後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となったとき	
申請時期	毎年6月1日から6月30日までの間	
申請書類	(1)奨学金申請書(2)奨学生推薦調書(3)本人希望調書(4)経済的な理由により援助を必要とする具体的理由申出書(5)在学証明書(6)学校案内パンフレット(専修学校に在学の場合のみ)(7)住民票謄本(8)身体障害者手帳・療育手帳の写し(世帯構成員に該当者がある場合)(9)住民税課税証明書(世帯の中で収入のある人全員分)※貸付決定後、提出書類別途あり	
支給時期	8月末…4～8月分、12月末…9～12月分、2月末…1～3月分	
申込先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	
問い合わせ先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当(TEL072-766-6000)	
事業担当課・係	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	

市 町 名 猪 名 川 町

事業名	入学貸付金	
事業主体	猪名川町	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図るとともに有用な人材の育英に努めることを目的とする。	
貸与・支給の別	貸与	
対象者	次の応募資格に該当する人 (1)経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学への新規入学予定者で、保護者が猪名川町に居住する者 (2)町が定める所得判定基準額以下の世帯	
対象学校	県内の学校	(1)学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校の高等課程 (2)学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校のうち修学年限2年以上の専門課程
	県外の扱い	保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等に在学していても対象となる。
貸与・支給額	入学時	■高等学校・高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程) 国公立 150,000円、私立 300,000円 ■大学・高等専門学校(4～5年)、専修学校(専門課程) 国公立 200,000円、私立 300,000円
	月額	なし
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を同一にする家族の前年の所得合計額が、所得判定基準額以下の場合(4人世帯の場合で286万円) ※母子・父子世帯や世帯構成員の状況により、所得判定基準額の別途加算あり
	保証人	貸付決定後に連帯保証人2名(保護者及び保護者以外の者)
併給禁止等	*注1:上記(1)に掲げる学校のいずれかに既に入学しており、同種他校へ転入学・編入学する場合は、対象となりません。 *注2:同種の学校への複数回の入学は、対象となりません。	
貸付利息	なし	
返還期間	修学年限が終了したのち6カ月間据え置き、その後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となつたとき	
申請時期	毎年1月10日から1月31日までの間	
申請書類	(1)奨学金申請書(2)本人希望調書(3)経済的な理由により援助を必要とする具体的理由申出書(4)学校専願・併願予定調書(5)承諾書(6)学校入学案内(7)合格通知書(8)入学金納付を証明するもの(銀行振込等の写し)(9)住民票謄本、身体障害者手帳・療育手帳の写し(世帯構成員に該当者がいる場合のみ)、在学証明書(世帯構成員に該当者がいる場合)、(10)町民税課税証明書 ※貸付決定後、提出書類別途あり	
支給時期	3月	
申込先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	
問い合わせ先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当(TEL 072-766-6000)	
事業担当課・係	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	

市 町 名 猪 名 川 町

事業名	留学奨学金	
事業主体	猪名川町	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図るとともに有用な人材の育英に努めることを目的とする。	
貸与・支給の別	貸与	
対象者	次の応募資格に該当する人 (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校・大学の在学中で、海外の学校に6カ月以上の留学が決定しており、保護者が猪名川町に在住する者(募集期間内に留学を証明できる書類が取得可能な者)。	
対象学校	県内の学校	—
	県外の扱い	—
貸与・支給額	入学時	なし
	月額	1人1回限り 500,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を同一にする家族の前年の所得合計額が、所得判定基準額以下の場合(4人世帯の場合で286万円) ※母子・父子世帯や世帯構成員の状況により、所得判定基準額の別途加算あり
	保証人	貸付決定後に連帯保証人2名(保護者及び保護者以外の者)
併給禁止等	—	
貸付利息	なし	
返還期間	修学年限が終了したのち6カ月間据え置き、その後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となったとき	
申請時期	毎年8月10日から8月31日までの間	
申請書類	(1)猪名川町奨学金申請書(2)本人希望調書(3)経済的な理由により援助を必要とする具体的理由申出書(4)留学を証明する書類(5)住民票世帯全員分(6)所得証明書(保護者及び世帯の中で収入のある人全員分) ※貸付決定後、提出書類別途あり	
支給時期	10月	
申込先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	
問い合わせ先	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当(TEL 072-766-6000)	
事業担当課・係	猪名川町教育委員会事務局 学校教育課 総務担当	

事業名	高校生等奨学資金貸付事業	
事業主体	明石市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して学資を貸与し、もって教育の機会均等に資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	明石市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	保護者・本人が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 10,000円 私立 20,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	世帯(家族全員)の収入が4人世帯の場合で485万円以下(平成26年度)
	保証人	申請時に連帯保証人、保証人各1名
併給禁止等	①日本学生支援機構(旧日本育英会) ②母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金 ③勤労生徒奨学資金 ④兵庫県高等学校教育振興会 など他の奨学金その他これに類するもの ※「高校生等奨学給付金」(兵庫県実施)は併給可。	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与期間終了後20年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病等により返還が困難な場合 ※いずれも年度ごとに更新手続きが必要	
申請時期	①毎年度5月末まで(年度当初からの貸与)、②随時	
申請書類	①申請書②住民票の写し③誓約書④連帯保証人、保証人の印鑑証明書⑤世帯員の所得に関する証明資料 ⑥指定する内容の本人の作文	
支給時期	①Ⅰ期(4～8月分) 7月中旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 11月初旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 1月末	
申込先	在学する高等学校を通じて明石市教育委員会へ	
問い合わせ先	明石市教育委員会事務局学事給食課学事係(TEL 078-918-5056)	
事業担当課・係	明石市教育委員会事務局学事給食課学事係	

事業名	加古川市奨学生	
事業主体	加古川市教育委員会事務局学務課	
事業概要・目的	修学意欲が旺盛であるにもかかわらず、学費の支弁が困難な生徒に対して奨学資金を給付し、もって教育の機会均等に資すること ※平成27年度をもって事業終了予定	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加古川市に住民票を置いており、高等学校等に在学する20歳未満の生徒(平成26年度以降に入学した生徒は除く)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
支給額	入学時	なし
	月 額	6,000円
採用要件	学力要件等	出席率95%以上
	収入基準	所得金額や世帯人数及び世帯構成員によって算出・順位付けし、42名の定員までを認定
	保証人	なし
併給禁止等	(1) 兵庫県高等学校奨学資金その他の奨学資金 (2) 交通遺児育英会奨学金その他の奨学金 (3) 母子及び寡婦福祉法による修学資金 (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特殊教育就学奨励費 (5) 生活保護法による高等学校等就学費 (6) 社会福祉協議会による生活福祉資金のうち修学費 (7) その他教育委員会が奨学金に類すると認めるもの	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度6月下旬頃から7月下旬頃	
申請書類	①申請書②所得証明書(保護者の所得が加古川市で把握できない場合のみ必要)	
支給時期	前期分(9月末)、後期分(2月末)	
申込先	在学する高等学校を通じて加古川市教育委員会事務局学務課へ	
問い合わせ先	加古川市教育委員会事務局学務課(TEL 079-427-9343)	
事業担当課・係	加古川市教育委員会事務局学務課学事保健係	

事業名	高砂市奨学金	
事業主体	高砂市	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な人に対して奨学金を支給するものであり、本市の発展に寄与する人材の育成、教育の機会均等を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高砂市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部
	県外の扱い	生徒本人が市内に住所を有している場合は県外の高等学校等も対象校とする。
支給額	入学時	なし
	月 額	月額8,000円
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生計同一の家族全員(学生以外)の前年中所得の合計で、4人世帯でH26年度は1,516千円以下
	保証人	学校長の推薦書が必要
併給禁止等	併用可	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度5月末。随時受付有り	
申請書類	①申請書②奨学生推薦書③口座振替申出書④所得証明書(生活保護証明書)	
支給時期	当初認定された場合4月から7月分を7月末支給、その後は毎月末に支給	
申込先	在学する高等学校長を経て、高砂市教育委員会へ提出	
問い合わせ先	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学務課学事係(TEL 079-443-9053)	
事業担当課・係	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学務課学事係	

市 町 名 西 脇 市

事業名	西脇市奨学金	
事業主体	西脇市	
事業概要・目的	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学し、経済的理由により修学困難な者に対して、修学上必要な資金を貸し付け、もって教育の機会均等に資することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	西脇市に1年以上居住し住民登録を有する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	・高等学校 ・高等専門学校 ・短期大学又は大学 ※修学のため転出している者も貸付可
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校、高等専門学校(限度額) 公立 15,000円 私立 30,000円 短期大学又は大学(国公立・私立とも) 50,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	日本学生支援機構1種奨学金の規定を準用
	保証人	申請時に連帯保証人2名
併給禁止等	他の無利子奨学金	
貸付利息	なし	
返還期間	貸与期間が満了し、12月を経過した後、貸付けを受けた期間の倍に相当する期間内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①修学年限の終了後、上級学校に在学した場合 ②疾病その他正当な理由により、返還が著しく困難であると教育委員会が認めたとき	
申請時期	毎年度6月末までに申請すれば4月から貸付 7月以降受付分については当該月から貸付	
申請書類	①申請書②学校長の推薦書③住民票(世帯全員)④父母の所得証明書⑤税の納付状況に関する証明(連帯保証人)⑥印鑑証明(連帯保証人)	
支給時期	①4～7月分(7月末振込)②8～9月分(8月末振込)③10～12月分(11月末振込)④1～3月分(2月末振込)	
申込先	西脇市教育委員会 教育総務課	
問い合わせ先	西脇市教育委員会 教育総務課 TEL 0795-22-3111(内線533)	
事業担当課・係	西脇市教育委員会 教育総務課	

事業名	三木市教育委員会奨学金	
事業主体	三木市教育委員会	
事業概要・目的	経済的な事情により学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒に対し、その学資の一部を援助して、教育の振興を図ること。	
貸与・支給の別	給 付	
対象者	三木市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 6,000円(自宅外6,000円) 私立 12,000円(自宅外12,000円)
採用要件	学力要件等	素行が良好で、必要な過程を修めることができる見込みがあると認められる者
	収入基準	同一世帯の総所得金額の合計が3人以下の世帯の場合で234万円以下 " 4人以下の世帯の場合で289万円以下 " 5人以下の世帯の場合で350万円以下
	保証人	申請時に連帯保証人1名
併給禁止等	な し	
貸付利息	-	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申請時期	毎年度6月20日頃まで(年度により期限の日を設定)	
申請書類	①奨学生願書 ②奨学生推薦書 ③所得証明書または生活保護の要保護者である旨を証明する書面	
支給時期	①Ⅰ期(4~6月分) 7月末頃 ②Ⅱ期(7~9月分) 9月末頃 ③Ⅲ期(10~12月分) 12月末頃 ④Ⅳ期(1~3月分) 3月末頃	
申込先	在学する学校を通じて三木市教育委員会教育環境整備課へ	
問い合わせ先	三木市教育委員会 教育部教育環境整備課 施設・管理グループ(TEL 0794-82-2000)	
事業担当課・係	教育部教育環境整備課 施設・管理グループ	

市 町 名 小 野 市

事業名	小野市奨学資金	
事業主体	小野市教育委員会	
事業概要・目的	高等学校に在学し、経済的理由により就学困難な者に対して学資を給与することを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	小野市内に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	同上(小野市内に住所を有すること)
支給額	入学時	なし
	月 額	7000円以内
採用要件	学力要件等	学校長の推薦書必要
	収入基準	生活保護適用世帯、平成26年度市民税非課税世帯(世帯に属する全員が、市民税所得割、均等割とも税額0円の世帯。)
	保証人	不要
併給禁止等	他の制度による同種の貸与又は給与を受けていないこと	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度、6月上旬頃から下旬頃まで	
申請書類	(1)小野市奨学生願書(2)奨学生推薦書(3)在学証明書(4)市民税・県民税(所得・課税)証明書	
支給時期	①1期(4～7月分) 8月末 ②2期(8～11月分) 12月中旬 ③3期(12～3月分) 3月末	
申込先	小野市教育委員会学校教育課	
問い合わせ先	小野市教育委員会学校教育課(TEL:0794-63-2409)	
事業担当課・係	小野市教育委員会学校教育課	

事業名	加西市奨学金	
事業主体	加西市教育委員会	
事業概要・目的	向学心に富み、進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給し、教育の機会均等をはかることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加西市に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
支給額	入学時	なし
	月 額	6,000円
採用要件	学力要件等	学校長の推薦書必要
	収入基準	世帯人数により基準を設けている 例) 同一世帯の総所得金額の合計が4人世帯の場合で237万4千円以下
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度6月上旬頃から下旬頃	
申請書類	①加西市奨学金支給申請書②申請理由書③奨学生推薦書④課税証明書⑤住民票謄本	
支給時期	①Ⅰ期(4～7月分) 8月末 ②Ⅱ期(8～12月分) 12月末 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月末	
申込先	在学する高等学校を通じて加西市教育委員会学校教育課へ	
問い合わせ先	加西市教育委員会学校教育課(0790-42-8771)	
事業担当課・係	加西市教育委員会学校教育課	

事業名	加東市奨学金給付事業	
事業主体	加東市	
事業概要・目的	高等学校へ進学する者のうち経済的理由等によって就学困難な者に対し、修学上必要な奨学金を支給し、教育の機会均等を図ることを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加東市に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
	県外の扱い	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 7,000円 私立 10,000円
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法第12条の規定の適用を受けている者
	保証人	—
併給禁止等	他の制度による奨学金等の給付を受けている場合	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	随時	
申請書類	①申請書②生活保護法第12条の規定の適用を受けている証明③口座振込申出書	
支給時期	各学期ごと(ただし、必要と認める場合は月ごとに交付することも可)	
申込先	加東市教育委員会	
問い合わせ先	加東市教育委員会教育総務課(TEL:0795-43-0540)	
事業担当課・係	加東市教育委員会教育総務課	

事業名	稲美町奨学金給付事業	
事業主体	稲美町教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により就学困難な生徒に対して経済的な援助を行うことにより、社会に貢献する有為な人材を育成すること	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	稲美町に在住する高校生等	
対象学校	県内の学校	・全日・定時・通信制課程高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部
	県外の扱い	通信制課程高等学校
支給額	入学時	なし
	月 額	9,000円
採用要件	学力要件等	学業成績が優秀で将来性に富む者
	収入基準	世帯内で収入のある方全員の総収入が、4人世帯(両親・高校生・中学生)の場合で680万円以下
	保証人	不要
併給禁止等	県又は他の団体から奨学金その他これに類するものを受け、又はその予約をしていないこと	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	中学3年生時(進学する前年度)1月中旬	
申請書類	①申請書②所得課税証明書③推薦書④学業成績証明書	
支給時期	年3回に分けて支給	
申込先	中学3年生時(進学する前年度)に在学する中学校を通じて、稲美町教育委員会へ	
問い合わせ先	稲美町教育委員会 教育課 (TEL 079-492-9149)	
事業担当課・係	稲美町教育委員会 教育課	

事業名	播磨町奨学金	
事業主体	播磨町教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により修学が困難な者に対し修学資金の一部を貸し付けて、修学の便宜を与え、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	播磨町に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	・高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部 ・専修学校 ・各種学校 ・大学、短期大学
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 高等専門学校 国公立 20,000円 私立 31,000円 専修学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 各種学校 22,000円 大学・短期大学 30,000円又は50,000円(自由選択)
採用要件	学力要件等	修学意欲が盛んである者
	収入基準	前年の所得金額が所得基準額に満たない者
	保証人	連帯保証人(親権者である父母両名と、別住所で独立した生計を営み、町長の認める者)
併給禁止等	独立行政法人日本学生支援機構及びその他の団体から奨学金を受けていない者。ただし、他の奨学金を受ける者については合計額が上記の奨学金の額を超えない範囲とする。	
貸付利息	なし	
返還期間	学校の卒業の翌月から起算して6箇月を経過した月から貸付総額を月賦若しくは半年賦又は年賦で貸付けした年月の2倍の年月間で返還	
大学等進学時の返還猶予	願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予する。 ①短期大学、大学若しくは大学院に進学したとき ②疾病その他正当な理由によって返還が困難になったとき	
申請時期	毎年度 6月初旬から中旬	
申請書類	①町が配布する播磨町奨学生願書②学業成績証明書③在籍学校の在学証明書④出願者の属する世帯全員の所得証明書⑤市町村税完納証明書 ただし、④⑤は転入者のみ	
支給時期	貸与月(初年度 8月、12月)(2年目以降 4月、8月、12月)	
申込先	播磨町教育委員会 教育総務グループ	
問い合わせ先	播磨町教育委員会 教育総務グループ(Tel 079-435-0533)	
事業担当課・係	播磨町教育委員会 教育総務グループ	

事業名	多可町ハートフル学業支援金給付事業	
事業主体	多可町	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な者に対し、教科用図書の購入等修学上必要な学業支援金を支給し、教育の機会均等を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が多可町に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校(1～3年生) ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	保護者が町内に住所を有している者であれば、町外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
支給額	入学時	なし
	月 額	5,000円
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生活保護世帯又は、多可町教育委員会が、別に定める認定基準以下の者
	保証人	不要
併給禁止等	他の制度による奨学金等の給付を受けていない者	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	6月中旬から7月上旬(初回審査分)、以降随時	
申請書類	①申請書②世帯状況票③世帯の所得証明書④在学等証明書	
支給時期	①Ⅰ期(4～8月分) 8月下旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 12月下旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月下旬	
申込先	多可町教育委員会 教育総務課	
問い合わせ先	多可町教育委員会 教育総務課(TEL 0795-32-2384)	
事業担当課・係	多可町教育委員会 教育総務課	

事業名	相生市奨学金事業	
事業主体	相生市教育委員会	
事業概要・目的	相生市民の子弟のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者に対し、ひとしく高等学校又は高等専門学校で、教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行う。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	相生市民の子弟である高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校
	県外の扱い	同上
支給額	入学時	-
	月 額	<p><平成25年度以前に入学した奨学生> 就学費 年額36,000円以内 通学費 列車、バス、船舶等の交通機関を利用する場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額(その額が月額2,000円を超える場合は月額2,000円とし、他の交通機関を利用することなく学校長等により許可された自転車通学をする場合は自転車購入費の2分の1に相当する額。ただし、自転車購入費の補助金は、生徒1人1回限りとし、その額は10,000円を限度とする。 <平成26年度以降に入学した奨学生> 進学進級支度金 年額35,000円</p>
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	不要
併給禁止等	平成26年度以降に入学する奨学生については、兵庫県による『高校生等奨学給付金事業』創設に伴い、本市において重複する奨学金の支給項目を廃止し、新たに進学進級支度金として奨学金を支給することとした。	
貸付利息	-	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申請時期	当該年度の前年度3月末頃まで	
申請書類	①申請書 ②身上調書 ③奨学生推せん調書 ④奨学金(通学費)明細書 ⑤世帯員の給与証明書等	
支給時期	I期:5月末、II期:7月末、III期:10月末、IV期:1月末 ※進学進級支度金については、5月末に一括支給	
申込先	相生市教育委員会管理課企画総務係	
問い合わせ先	相生市教育委員会管理課企画総務係(TEL 0791-23-7142)	
事業担当課・係	相生市教育委員会管理課企画総務係	

市 町 名 た つ の 市

事業名	奨学資金貸付事業	
事業主体	たつの市	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者に奨学金の貸付を行う。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	たつの市内に居住する高校生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	国公立 10,000円 私立 20,000円
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女
	保証人	申請時に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸付利息	なし	
返還期間	学校卒業後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	疾病その他正当な理由により、返還が困難となったとき。	
申請時期	高校入学後	
申請書類	(1) 奨学生願書(様式第1号)、(2) 在学証明書	
支給時期	在学する高等学校の正規の修学年限中、必要な期間	
申込先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課	
問い合わせ先	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課庶務係(TEL 0791-64-3178)	
事業担当課・係	たつの市教育委員会事務局教育管理部教育総務課庶務係	

市 町 名 赤 穂 市

事業名	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	
事業主体	赤穂市	
事業概要・目的	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯の児童で、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難なものに対して奨学金を支給することにより、母子家庭等の福祉を増進する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	赤穂市内に居住する高校生の保護者	
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
支給額	入学時	なし
	月 額	18,000円
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	中学3年時の2月下旬	
申請書類	①申請書②成績調書③戸籍謄本④住民票謄本⑤所得に関する証明書類	
支給時期	①5月(4月～ 8月) ②9月(9月～12月) ③1月(1月～ 3月)	
申込先	在学する中学校を通じて赤穂市子育て健康課へ	
問い合わせ先	赤穂市健康福祉部子育て健康課こども支援係(TEL 0791-43-6808)	
事業担当課・係	赤穂市健康福祉部子育て健康課こども支援係	

市 町 名 宍 粟 市

事業名	宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業	
事業主体	宍粟市	
事業概要・目的	優秀で向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を貸与して、社会に有為な人材を育成する	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	次のいずれにも該当する者 ・保護者が宍粟市波賀町の区域(旧波賀町内)に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程(松本奨学金) 大学・専修学校専門課程(小椋奨学金)
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	月額15,000円以内(松本奨学金) 月額40,000円以内(小椋奨学金)
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	申請時に保護者及び連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	貸与期間終了後5年以内に返還、貸与期間終了後1カ年間据え置くことができる。(松本奨学金) 貸与期間終了後8年以内に返還、貸与期間終了後1カ年間据え置くことができる。(小椋奨学金)	
大学等進学時の返還猶予	進学により在学することになったとき、猶予することができる。	
申請時期	毎年度 1月中旬～3月初旬	
申請書類	①貸与申請書②奨学生候補者推薦書③学業成績証明書④家庭状況調書⑤所得に関する証明書類⑥進学(在学)予定校調書	
支給時期	①1期分 5月末(4～7月分) ②2期分 8月末(8～11月分) ③3期分 12月末(12～3月分)	
申込先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)	
事業担当課・係	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	宍粟市奨学金支給事業	
事業主体	宍粟市	
事業概要・目的	向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を給付して、有能な人材を育成する	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること ②向学の志を有していること ③経済的理由により修学が困難であること ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部
	県外の扱い	県内と同じ
支給額	入学時	支給額 50,000円
	月 額	なし
採用要件	学力要件等	支給人数 40名以内
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度 1月中旬～2月中旬	
申請書類	①給付申請書②世帯全員の所得課税証明書③奨学生候補者推薦書④奨学金支給候補者調書	
支給時期	4月上旬	
申込先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)	
事業担当課・係	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	社会福祉法人・福崎町社会福祉協議会奨学資金	
事業主体	福崎町社会福祉協議会	
事業概要・目的	経済的な理由により、修学の継続が困難な者に対して、福崎町社会福祉協議会一般会計より奨学資金を給付し、もって有用な人材を育成することを目的とする。	
貸与・支給の別	給 付	
対象者	保護者が福崎町内に住所を有し、高等学校及びこれに準ずる学校に在学する者	
対象学校	県内の学校	高等学校及びこれに準ずる学校
	県外の扱い	県内と同じ
支給額	入学時	なし
	月 額	5,000円
採用要件	学力要件等	(地区民生児童委員が推薦した者)
	収入基準	世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以内である者
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	通年	
申請書類	①奨学資金受給申請書 ②民生児童委員の調査書 ③住民登録証明書 ④在学証明書 ⑤所得証明書及び課税証明書	
支給時期	4月、8月、12月の3期に、それぞれ当月から4ヶ月分を交付	
申込先	民生児童委員を通じ福崎町社会福祉協議会へ提出	
問い合わせ先	福崎町社会福祉協議会(TEL 0790-23-0300)	
事業担当課・係	福崎町社会福祉協議会	

市 町 名 豊 岡 市

事業名	豊岡市奨学金	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	豊岡市の将来を担う人材の育成のため	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	市内に1年以上居住する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に在学する者	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部
	県外の扱い	保護者が市内に1年以上居住していれば申請可能
貸与額	入学時	なし
	月 額	9,900円
採用要件	学力要件等	人物および学力が優秀で、学校長の推薦があること。
	収入基準	父母又はこれに代わって家計を支えている人の所得額が基準額以下であること。「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を準用。
	保証人	市内に1年以上居住し、独立の生計を営む者。
併給禁止等	なし	
貸付利息	なし	
返還期間	学校卒業6ヶ月経過後から10年間	
大学等進学時の返還猶予	大学、大学院又はこれらと同程度の学校に進学した時は、願い出により返還を猶予することができる。	
申請時期	毎年度4月初旬～中旬	
申請書類	奨学生願書・奨学生推薦調書・在学証明書・家庭状況調査票	
支給時期	第1期 (4. 5. 6月分)・・・4月5日 第2期 (7. 8. 9月分)・・・7月5日 第3期 (10. 11. 12月分)・・・10月5日 第4期 (1. 2. 3月分)・・・1月5日	
申込先	豊岡市教育委員会 教育総務課	
問い合わせ先	豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)	
事業担当課・係	豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係	

市 町 名 豊 岡 市

事業名	豊岡市高校生通学バス定期補助事業	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	豊岡市内の高校生が通学に利用するバス(路線バスを市内に運行させているバス事業者に限る)の定期券購入に要する費用の一部を補助することにより、高校生の定住及び公共交通利用促進を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることもできる。	
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程の学校。
	県外の扱い	豊岡市内に居住しているものであれば、県外の高等学校に在学していても対象となる。
支給額	入学時	なし
	月 額	1月当たりの通学バス定期券の購入金額が1万5千円を超える場合に、その超える額。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	本補助以外に同様の補助又は応分の給付がある者は補助対象としない。	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	随時	
申請書類	①交付申請書②代理受領委任状③学生証または在学証明	
支給時期	随時	
申込先	豊岡市都市整備課、各支所	
問い合わせ先	豊岡市都市整備課(TEL 0796-23-1712)	
事業担当課・係	豊岡市都市整備課	

市 町 名 養 父 市

事業名	養父市高校生通学費補助金交付事業	
事業主体	養父市	
事業概要・目的	養父市に居住し高等学校にバス及び鉄道を利用して通学する生徒の保護者に対し、定期乗車券購入費用の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び定住促進に資することを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	養父市内に在住する生徒の保護者	
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校
	県外の扱い	同上
支給額	入学時	なし
	月 額	定期券購入額から1月当たり15,000円に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	他法令による通学費の支給を受けている場合は補助しない	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	通年	
申請書類	①養父市高校生通学費補助金交付申請書②養父市高校生通学費補助金交付請求書③使用済み定期券	
支給時期	毎月10日頃	
申込先	養父市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	養父市教育委員会 学校教育課 学校教育グループ(TEL 079-664-1627)	
事業担当課・係	養父市教育委員会 学校教育課 学校教育グループ	

市 町 名 香 美 町

事業名	香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度	
事業主体	香美町	
事業概要・目的	香住、村岡両高等学校の存続発展と地域の活性化に資することを目的に、在学する生徒が香美町内に下宿する場合に補助金を交付し、その生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、連携中学校以外の遠方から入学を希望する生徒の増加を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・高等学校普通科に修学する生徒又は香住高等学校海洋科学科に修学する女子生徒 ・町内に住民票を有する生徒	
対象学校	県内の学校	香住高等学校及び村岡高等学校
	県外の扱い	—
支給額	入学時	なし
	月 額	下宿代金から食費及び光熱水費を除いた額 ①生徒一人につき月額4万円を上限 ②下宿の貸主が、生徒に対して三親等以内の親族(生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母)の場合は、生徒一人につき月額2万円を上限
採用要件	学力要件等	公共交通機関による通学が困難であること、地域活性化のための教育活動に参画すること、など一定の要件あり。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと。	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年4月末日。ただし、年度途中に下宿に入居する場合は、その事由発生後30日以内。	
申請書類	①補助金交付申請書 ②下宿賃貸契約書(写) ③振込先口座情報 ④住民票を有することが確認できる書類(住民票、住基カードの写しなど)	
請求書類	①補助金請求書 ②下宿代金領収書(写)	
支給時期	①4月分から7月分 9月中旬 ②8月分から11月分 1月中旬 ③12月分から翌年3月分 4月下旬	
申込先	在学する高等学校を通じて香美町教育委員会へ	
問い合わせ先	香美町教育委員会教育総務課(TEL 0796-94-0101)	
事業担当課・係	香美町教育委員会教育総務課	

市 町 名 篠 山 市

事業名	篠山市ふるさと創生奨学金	
事業主体	篠山市教育委員会事務局	
事業概要・目的	向学心に燃え、ふるさとに誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、進学を希望するにもかかわらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、篠山市ふるさと創生奨学金を貸与する	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	①篠山市内に在住する高校生(本人) ②学校長の推薦がある者 ③責任を持って返済できる者	
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校
	県外の扱い	市内に住民票を有している者であれば、県外の高等学校等に在籍していても対象
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 10,000円 私立 20,000円
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	世帯全員の前年所得等を調査(世帯全員の収入の総額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例に基づいた表の年額のおおむね1.7倍以下である世帯)
	保証人	貸与決定後に保証人2名
併給禁止等	なし	
貸付利息	なし	
返還期間	高等学校卒業後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	①大学等に在学した場合 ②疾病その他特別な事由により返済が著しく困難であると市長が認めた場合	
申請時期	毎年度5月末及び11月末	
申請書類	①申請書 ②推薦調書	
支給時期	年3回(7月、10月、1月)	
申込先	篠山市教育委員会事務局教育総務課	
問い合わせ先	篠山市教育委員会事務局教育総務課(TEL 079-552-5709)	
事業担当課・係	篠山市教育委員会事務局教育総務課	

市 町 名 篠 山 市

事業名	高等学校遠距離通学費補助金(公共交通機関利用者補助金)	
事業主体	篠山市	
事業概要・目的	市内の高等学校に在学する生徒の通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、定住促進を進めるとともに、市内の高校を振興するため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③公共交通機関を利用して通学し、当該通学に係る定期乗車券の月額利用が15,000円を超える場合	
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
支給額	入学時	なし
	月 額	定期乗車券購入額の合計が月額15,000円を超える部分の額
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	前期(4月～9月分) 9月1日～16日 後期(10月～3月分) 3月2日～16日	
申請書類	高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書兼請求書	
支給時期	前期 10月 後期 4月	
申込先	篠山市 政策部 企画課 篠山に住もう帰ろう室	
問い合わせ先	篠山市 政策部 企画課 篠山に住もう帰ろう室(TEL 079-552-5106)	
事業担当課・係	企画課 篠山に住もう帰ろう室	

市 町 名 篠 山 市

事業名	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	
事業主体	篠山市	
事業概要・目的	市内の高等学校に在学する生徒の通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、定住促進を進めるとともに、市内の高校を振興するため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③片道の通学距離が10kmを超える場合	
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
支給額	入学時	なし
	月 額	25,000円(在学期間中1回に限る)
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	7月頃(予定)	
申請書類	高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書兼請求書	
支給時期	6月	
申込先	篠山市 政策部 企画課 篠山に住もう帰ろう室	
問い合わせ先	篠山市 政策部 企画課 篠山に住もう帰ろう室(TEL 079-552-5106) ※詳細については、市ホームページや市広報等でお知らせ	
事業担当課・係	企画課 篠山に住もう帰ろう室	

事業名	丹波市奨学金給付事業	
事業主体	丹波市	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由等により修学困難な者に対し、等しく高等教育を受ける機会を与え、将来社会に貢献し得る人材を育成する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度を受けていない方	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校
	県外の扱い	高校生等(本人)が丹波市に居住しているものであれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(居住要件)
支給額	入学時	なし
	月額	公立・私立 6,000円
採用要件	学力要件等	奨学金の給付がその者の高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる者
	収入基準	教育委員会が別に定める。(平成26年度は4人世帯の場合、世帯の合計所得額277万円以下)
	保証人	なし
併給禁止等	貸与・支給の別を問わず、他の奨学金その他同種の制度(一時金は除く)	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度6月末まで	
申請書類	①申請書②誓約書③生計を一にする世帯員全員の所得・課税証明書④在学証明書	
支給時期	①第1期 4月から7月まで 8月支給 ②第2期 8月から12月まで 1月支給 ③第3期 1月から3月まで 3月支給	
申込先	丹波市教育委員会事務局まで(市役所、各支所窓口経由含む)	
問い合わせ先	丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係(TEL 0795-70-0810)	
事業担当課・係	丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係	

市 町 名 丹 波 市

事業名	丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業	
事業主体	丹波市教育委員会	
事業概要・目的	丹波市連携型中高一貫教育高校に在籍する生徒の保護者に対し、バス通学費の一部を補助することにより連携型中高一貫教育の推進に寄与する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	丹波市連携型中高一貫教育高校に通学する生徒の保護者	
対象学校	県内の学校	丹波市連携型中高一貫教育高等学校(兵庫県立氷上西高等学校)
	県外の扱い	—
支給額	入学時	—
	月 額	路線バスの通学定期券の購入額から月額15,000円を差し引いた額
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	毎年度10月と3月	
申請書類	①申請書②バス通学定期券の写し	
支給時期	申請内容により10月又は3月	
申込先	丹波市教育委員会事務局まで	
問い合わせ先	丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係(TEL 0795-70-0810)	
事業担当課・係	丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係	

市 町 名 洲 本 市

事業名	西奨学金	
事業主体	洲本市教育委員会	
事業概要・目的	身体、人物とも優秀で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高等学校もしくはそれより上級の学校へ修学することが困難なものに対して、学費の援助を行い国家有用な人材を育成する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①洲本市民で、修学の希望を有し、かつ学資の乏しいもの ②身体の健康な者 ③学業が優秀で性行の善良な者	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②大学またはこれに準ずる学校
	県外の扱い	県内外の区分はないため、「市内在住者」であれば申請可能
支給額	入学時	なし
	月 額	年3回支給(1回目20,000円、2回目20,000円、3回目10,000円)
採用要件	学力要件等	身体が健康で学業が優秀であり、性行が善良であること
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	例年5月中下旬まで(詳細は下記の問合せ先まで)	
申請書類	①西奨学金支給申請書 ②在学学校長又は出身学校長の推薦書 ③学校医の身体検査書	
支給時期	年度内に3回に分けて支給(1回目:7月末 2回目:9月末 3回目:1月末)	
申込先	洲本市教育委員会学校教育課	
問い合わせ先	洲本市教育委員会学校教育課(TEL 0799-22-6266)	
事業担当課・係	洲本市教育委員会学校教育課学事係	

事業名	特定奨学等基金奨学金事業	
事業主体	淡路市教育委員会	
事業概要・目的	高校就学意欲が強いにもかかわらず、経済的理由により高校等に修学困難と認められる高校等に通う生徒に対し、入学準備等に係る費用及び通学費を支給する。 県との併給可。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生徒及び保護者が淡路市に住所を有する者 ・奨学金 高校等の第1学年 ・通学助成 高校等の第1学年～第3学年	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	上記と同様(ただし、生徒及び保護者が淡路市に住所を有すること)
支給額	入学時	奨学金 一人につき10万円を一括支給
	月 額	通学助成 公共交通機関を利用した通学費用に対して一人上限2万円を、2万円に満たない場合は当該額を年1回支給。年度末に実績(交通費の分かる書類を提出)をもって支給。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること。納税状況の確認有
	保証人	なし
併給禁止等	生活保護受給世帯は支給不可	
貸付利息	—	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申請時期	・奨学金 7月1日～7月31日 ・通学助成 2月2日～2月27日	
申請書類	①申請書②申請調書③生徒及び保護者の世帯全員の住民票(続柄記入のもの)④保護者(父母)の申請年度の課税証明⑤在学を証する書類	
支給時期	・奨学金 8月下旬 ・通学助成 3月下旬	
申込先	淡路市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	淡路市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)	
事業担当課・係	淡路市教育委員会 学校教育課	

市 町 名 南 あ わ じ 市

事業名	南あわじ市通勤・通学者交通費助成金	
事業主体	南あわじ市企画部ふるさと創生課	
事業概要・目的	高速バス等の利用による居住地からの通勤又は通学を奨励するためその費用の一部を助成することにより、定住人口の増加を図り、市の活性化を推進することを目的とする	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	(1)南あわじ市に居住し、本州又は四国へ要綱別表第1に定める交通機関を利用して通勤又は通学する者 (2)南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、要綱別表第1に定める交通機関を利用して島内の学校へ通学する者	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	通学者が南あわじ市に居住し、県外の学校等に在学していても対象となる
支給額	入学時	なし
	月 額	・高速バスのバス停から高速舞子又は小鳴門橋バス停までの区間 通学(島内):20% 通学(島外):30% ・船舶利用の区間 通学:30% ※助成率は、対象区間の定期券購入額又は同相当額に対して
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	-	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申請時期	定期券購入後速やかに	
申請書類	①申請書②在職証明書(通勤の方)または在学証明書(通学の方)③助成の対象となる定期券の写し(または、交通機関発行の定期券購入証明書)④勤務先の通勤手当支給額証明書⑤請求書兼振込依頼書	
支給時期	申請から1ヶ月以内	
申込先	市役所 ふるさと創生課へ	
問い合わせ先	南あわじ市企画部ふるさと創生課(TEL 0799-43-5205)	
事業担当課・係	南あわじ市企画部ふるさと創生課 定住促進係(TEL 0799-43-5205)	